意見提出者	団体
1. 項目	e 文書法における技術的要件の明示とICT利用促進について
2. 既存の制	①e文書法では、法令における書面の定義や扱いについて定められています
度・規制等	が、技術的な要件は関係する省令を読まなければならず、利用者が関係
によってI	省令にたどり着くのが困難な状況です。
CT利活用	②e文書法第7条に記載されている国と地方公共団体の取り組みについて、
が阻害され	条文では努力目標に留まっていることもあり、なかなかICT活用が進
ている事	まない状況です。
例・状況	
3. ICT利	「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関す
活用を阻害	る法律」
する制度・	「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関す
規制等の根	る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
拠	
4. ICT利	①技術的要件をe文書法内に明記する必要があると考えます。
活用を阻害	<例>
する制度・	第4条第3項の「~主務省例で定めるものをもって当該署名等に代え
規制等の見	ることができる」の一文を「電子署名法上の認定認証業務の電子署名
直しの方向	に代えることができる」など。
性について	②e文書法第7条について、国と地方公共団体におけるICT利用促進に関
の提案	して、もう少し強制力を持たせる内容にした方が望ましいと考えます。